

大刀洗町長
中山 哲志 殿

大刀洗町議会議長 高橋 直也

証人出頭請求書

本議会は、公金の支出に関する事務調査のため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次により証人としてあなたの出頭を求めることになったので出頭されるよう請求します。

なお、正当な理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により、6 ヶ月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処せられることがあるので注意します。

記

- 1 証言を求める事件
公金の支出に関する事務の調査
- 2 証言を求める事項
別紙、証言を求める事項記載のとおり
- 3 出頭を求める日時及び場所
日時：令和 8 年 2 月 27 日 午後 1 時 30 分
場所：大刀洗町役場 協議会室

別紙 証言を求める事項

1 証言を求める具体的内容とその証言を求めることが必要な理由

①大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）について町長は令和7年8月5日町議会の調査特別委員会（百条委員会）に証人として出席した後、記者会見を行い、百条委員会の運営について疑惑があるため第三者調査委員会を設置し、検証してもらうことを表明した。

この記者会見において、町長から配布された文書（以下では町長文書と表示します）では次のように言っている。

「なお、『かてて』（旧さくら市場）については、内部規定に不備な点がありましたので、今年度（令和7年度）、新たに大刀洗町地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等を整備したところです。」

しかし、この「内部規定の不備な点」が何なのか町長は証言においても明らかにしていない。その後も説明しようとはしない。その不備の内容は次のように考えられる。

ア、この「かてて」はまったく実態が存していない。

- ・ 構成員 ・ 設立目的 ・ 団体の組織など全く不明であり、代表者及び役員（特に会計責任者）の氏名及びその選任方法・発足から現在までの代表者及び役員の氏名・会計処理方法についての規則・団体の方針などの決定の方法、会計監査の方法など

このような団体として必要な事項が一切存在していない。それにも関わらず町の職員が町の経費を使用して職務時間内に「かてて」の業務を行ってきたのである。

（中間報告の添付書類のなかで、かてての代表者として町長名が表示されている契約書も存している。）

イ、このような実態にも関わらず町長文書では

「各自治体において、〇〇協議会や〇〇実行委員会等の任意団体（準公金団体）で事業を実施し、当該自治体はその任意団体への人的支援やその団体の事務局機能を担う事例は数多く存在しているものと認識しています。」と説明している。しかしこの「各地の事例」が適法な行為として認められるためには、町が取組むことが必要な事業と判断できるように、「必要な要綱や各種様式等」を決めておくことが法的に必要なのである。しかし「かてて」にはそのような規程などはまったく決定されていない。何の規程もなしに15年以上運営されてきたのである。

そのような「かてて」の運営が、何の根拠規程もなしに町職員によって長期間行われてきたことが違法ではないのか、ということが問題なのである。町長文書が「不備な点があった」と認めている不備の具体内容の一部は、令和7年度立ち上げられた「大刀洗町地域経済活性化協議会」について、整備されたといわれている「要綱や各種様式等」で定められている内容によっても示されていると考えられる。このような定めがかてて発足の最初から必要だったのである。

それにもかかわらず、令和7年本百条委員会の調査が開始されるまで、一切改めるこ

とを拒否し続けてきた。何故百条委員会の調査開始によってようやくかてての不備を改める改善の手続を行ったのか、町長はその理由を証言によって明らかにする必要がある。

②今回立ち上げられた「大刀洗町地域経済活性化協議会」によって、これまでの違法は解消されたという意見が存するが、現在示されている協議会の「設置要綱」や「財務要領」などは、あくまでも文章として規程されたにすぎないものであって、仮にその内容が全国の水準に達していると評価できたとしても、それはあくまでこれらの規程の「作文技術」が合格点に達したということに過ぎない。これらの規程に基づいて、今後の現実の運用がどう行われるのか、その運用のやり方によっては「違法」と評価される状況もあり得ると考えられる。特に「大刀洗マルシェかてて事業等」に関する経理については別に定めるとして、わざわざ「協議会財務要領」の規定とは別扱いすることになっている。もし特別に扱う必要がある場合があるのであれば、わざわざ別扱いにせず、協議会の財務要領のなかで一部分を限定した特則を規定すれば良いはずなのである。そうしないでわざわざ別扱いにするその理由が何なのか説明が必要である。しかもその結果別に定められた「大刀洗マルシェかてて事業等に関する経理要領」をみても実施される具体的な運用方法については、これまで実施されてきたと説明されている方法と、実質的に同じではないのか、という疑問が生じる。もし同じやり方であれば今後も「違法」という判断もあり得るとのことなのである。いずれにしても今年度の実施される具体的な運用によって判断されることが必要と考えられこれまでの具体的実施状況の説明を求める必要がある。

③以上のかてての運営について、当委員会の調査のなかで、かててが取引先に発行した「適格請求書」が存しており、その文書には、かててのインボイス登録番号として大刀洗町役場の登録番号が記載されており、約40件を取引先に交付し、使用している事実が明らかとなった。この「適格請求書」の作成者は「(大刀洗町役場、地域振興課内かてて」と表示されており、地域振興課職員によって作成されたという形式をとっており、当然行政における決済手続きがとられているべきものである。このかてての行為は消費税法57条の5適格請求書類等類似書類等の交付の禁止に違反しており、同法第65条の罰則に該当するという事になる。

しかもこの行為はかててについて消費税法の違反ありということにとどまらず、大刀洗町行政の関与の程度によってその結果生じる行政に及ぼす問題点も存することになると考えられる。とりわけ取引業者に対する問題解決等の問題を生じることが当然に考えられる。

当然町長としては、この町のインボイス番号がかてて名義の取引において、大刀洗町の職員によって使用された事情の解明とその責任の所在、町の関与の程度など今後の解決のための対策などについて、明らかにすることが求められている。

しかし町長は自ら進んで町民に説明しようとはしないので、本百条委員会においてその説明を求める必要がある。

2 証人として証言を求める尋問事項

①町長が発言しているかてての発足以来「大刀洗町地域活性化協議会立あげの令和7年までの間、かてての運営について不備があった」という不備の内容を具体的に説明して下さい。特にその構成員、役員、組織の意思決定の方法、会計処理のしかたなどについて、かてての不備内容と、新しく設定された「活性化協議会」の改善された点との比較を説明してください。またその改善がなぜ令和7年まで百条委員会の調査まで行われなかったのでしょうか。

②活性化協議会の令和7年度の活動において、実際に規定通りに改善されていますか。特に会計処理について町長は町の公金が規定通り使用されているのかどうか、確認していますか。その結果を説明して下さい。

③かててが取引業者に発行した適格請求書と題した書面において、大刀洗役場のインボイス番号が使用されている事実を調査しましたか。
何故そのようなことが生じたのかとりわけ、町のインボイス番号が町の地域振興課職員によって使用された、その使用を承認した決済権者はだれなのか、その調査結果を説明して下さい。

④もしそのような調査がされていないのであればそれは何故なのですか。

⑤このかてての行為において、大刀洗町について法律的にどのような問題が生じ得ると考えていますか。

その考えられる民事上、刑事上の問題点について町長はどのように対応しようと考えていますか。これまで何の対応もとろうとはしなかったのは何故ですか。まだ対応を考えてないのであれば今後どのようにするつもりですか、町民や取引業者に対して無視し続けるつもりですか。

⑥上記項目に関連した事項